

第三者の精子、卵子 生殖補助法案 「事実婚も対象に」65%

岡山大が医療者意識調査

第三者の精子や卵子を使った特定生殖補助医療法案について、事実婚のカップルを対象範囲に認めても良いと考える医療者が65%に上ることが岡山大が実施した意識調査で3日、分かった。超党派議員連盟は法律婚の夫婦に限定する最終案をまとめている。岡山大の中塚幹也教授は「法的夫婦に限らず医療を受けても良いと考える医療者が多かった。結果を踏まえて慎重な

議論につなげてほしい」としている。

こうした調査は法案提示以降初めて。回答は「対象を制限しない」が14%で、制限するが事実婚カップルを認める人と合わせ65%だった。

法案は、子どもが成人後に要望すれば提供者の身長・血液型・年齢など個人を特定しない範囲の情報を開示することを盛り込んでいる。

調査では、生まれた子が遺伝上の親を知る「出自を知る権利」について84%が「保障すべきだ」と回答。

開示すべき情報は「個人が特定されない情報のみ」44%と「個人が特定される情報も」42%が拮抗した。

特定されない情報のみ開示すべきだと答えた人は具体的に「出身地・国籍」62%、「遺伝病など医学的検査の結果」42%、「提供した理由」31%などを挙げた。

一方特定される情報も開示すべきだとした人は「氏名」92%、「生年月日」88%、「顔写真」53%など回答。

法案について罰則規定を

設けるべきかという質問には(違反して)「実施した医師に罰則」45%、「提供を受けた者に罰則」39%、「設けるべきではない」32%と続いた。中塚教授は「もし医師に罰則が付くと、対象外となったカップルがインターネット上の不透明な個人取引に流れる可能性もある。子どもの地位が不安定になり危険だ」と懸念する。調査は今年2〜5月に実

施。日本産科婦人科学会に登録している375施設が有効な回答をした。